

1990年代に社会問題として注目され始めたひきこもり問題に関して、これまで倫理学研究がこれを表立って論じることはなかった。『現代倫理学事典』(2006)に設けられた項目で精神科医の斎藤環は、ひきこもりの提起する「最大の倫理的問いかけは、「就労」や「社会参加」は果たして義務なのか、という問いかけではないだろうか」(大庭健ほか編 2006, 707)と書く。だが、それ以前に、彼らが社会参加する／しない自由、もっと言えば思考や行為一般の自由に関して、当事者がどのような状況にあるのかが、別個の問いとしてまず立てられるべきではないか。言い換えれば、当事者の振る舞いを、倫理的・道徳的判断の客体としてのみならず、まずもってその可能な主体という意味での当事者として考える必要があるのではないか。

本発表の趣旨は、当事者の主体性・自由の問題を、現代の倫理的人間観の代表例を提示する正義の倫理(ethic of justice)及びケアの倫理(ethic of care)における人間観を観点として検証することで、ひきこもりにおける主体的自由の状況について一定の見通しを与えることにある。手順としてはつぎのような見通しである。まず、比較対象として、非経験者・非専門家のひきこもりについてのひとつの想定を一般的理解の一例として挙げて、これを明確化する(1節)。つぎに、明確化した一般的理解と対比しつつ、ひきこもり経験者の証言から、そこにおける自由をめぐる困難を摘出して粗描する(2節)。最後に、行為論を参照しつつ、正義の倫理とケアの倫理の人間観の観点から改めて、当事者の主体性、自由の実態を検討することで、彼らが如何なる不／自由を生活しているのかの明らかにしたい(3節)。